

磐田市特別支援連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 磐田市は、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等を含めた障害のある幼児、児童及び生徒の自立に向けて、適切な支援の推進並びに関係機関の連携を図るため、磐田市特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

障害のある幼児、児童及び生徒に対する支援体制に関すること。

関係機関との連携に関すること。

その他教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

学識経験を有する者

障害児（者）を支援する団体の代表者

福祉関係機関の代表者

医療関係機関の代表者

労働関係機関の代表者

関係行政機関の職員

学校関係者

市の職員

その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。